

# 茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（素案）の概要について

## 1 審査の基本方針

利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が、利用制限情報に該当するかどうかは、利用決定を行う時点での状況を勘案します。また、時の経過や社会情勢の変化に伴い、個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性が失われることもあるため、利用制限は原則として作成又は取得から30年を超えないものとする国際ガイドラインを踏まえることとします。

## 2 利用制限情報該当性の判断基準

### (1) 個人に関する情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）や、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することができないが、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものは、非公開とします。

### (2) 法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報や、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、非公開とします。

### (3) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報

市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関するものや、公開することにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、非公開とします。

### (4) 法令等の規定による情報

法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の指示により、公開することができないとされている情報は、非公開とします。

## 3 寄贈者又は寄託者の意向に基づく利用制限に関する判断基準

寄贈者又は寄託者の意向を最大限に尊重し、利用制限についても特段の配慮を行います。

## 4 原本の利用制限に関する判断基準

原本を通常の利用に供することにより、記録されている情報、材質および形態について、原秩序の維持に支障が生じる場合や、他の利用請求者により原本が使

用されている場合は、原本の利用を制限します。

#### 5 部分利用に関する判断基準

利用制限情報が記録されている部分とそれ以外の部分との区分けが困難な場合や、区分けは容易でもその部分の分離が技術的に困難な場合は、部分利用の義務はありません。また、利用制限情報を除いた残りの部分が、無意味な文字等の羅列でしかなく、利用させても意味がない場合は、部分利用の義務はありません。

#### 6 本人情報の取扱いについて

利用制限情報に該当する個人情報であっても、当該情報の本人が利用請求をした場合は、例外として利用することができます。

#### 7 根拠条例

- (1) 茅ヶ崎市公文書等管理条例
- (2) 茅ヶ崎市情報公開条例